

令和7年度における主な新規・拡充事業（子ども・子育て関連）

2-3 子育てを支える経済的支援①

拡大

伴走型相談支援と合わせた妊婦支援給付金(10万円)と、地域通貨を活用した市独自の上乘せ(1万円相当)を支給

〔母子保健課〕 11億2,503万円 (+1億663万円)

<妊婦支援給付金>

面談を受けた妊産婦を対象に、妊娠時(1回目)は妊婦に対して5万円を、出産時(2回目)は産婦に対し、胎児1人当たり5万円の妊婦支援給付金(旧パパママ応援ギフト)を支給します。

<子育て世帯応援キャンペーン>

4月以降に出産した方が、妊婦支援給付金(2回目)の申請時に地域通貨での受け取りを選択した場合、出産・子育て応援ポイント1万円相当を上乘せします。

【妊婦支援給付金の上乘せを含めた支給額】

支給方法	妊婦支援給付金(1回目)		妊婦支援給付金(2回目)	
	現金	地域通貨	現金	地域通貨
妊婦支援給付金	50,000円	50,000円相当	50,000円	50,000円相当
子育て世帯応援キャンペーン	なし	なし	なし	10,000円相当
経済局によるたまポン上乘せ	なし	5,000円相当	なし	5,000円相当
支給額合計	50,000円	55,000円相当	50,000円	65,000円相当

新規

保育料第2子軽減対象の拡大

〔保育施設支援課〕 1,074万円 (+1,074万円)

第1子が保育施設等に在園している場合に第2子保育料が軽減される制度について、第1子の在園施設の範囲を拡大します。

きょうだいで保育施設を利用する世帯の保育料軽減内容

第1子 在園する保育施設	第2子(0・1・2歳児)	
	在園する保育施設	保育料軽減内容
認可保育園等(※1)	認可保育園	半額軽減
	ナースリールーム・家庭保育室	▲10,000円軽減
新たに保育料軽減を拡充します! 認可外保育施設(※2)	認可保育園	半額軽減
	ナースリールーム・家庭保育室	▲10,000円軽減

(※1) 認可保育園等：認可保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所・家庭的保育事業所・特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設通所部・企業主導型保育事業所および児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援を指します。

(※2) 認可外保育施設：子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の確認をした認可外保育施設を指します。

令和7年度における主な新規・拡充事業（子ども・子育て関連）

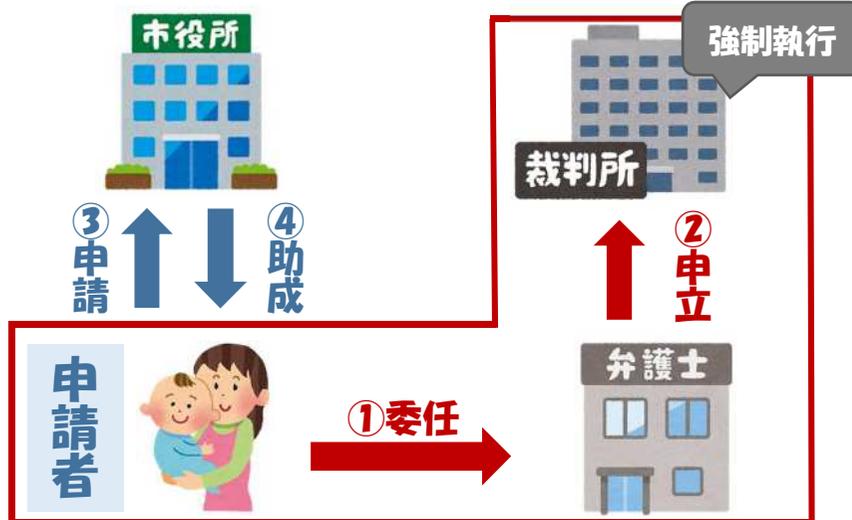
2-3 子育てを支える経済的支援②

拡大

養育費サポート事業の拡充

〔子育て支援課〕 678万円
(+151万円)

養育費の安定的な確保を支援するため、弁護士による法律相談や未払い養育費の立替を実施するとともに、公正証書の作成費用等を助成します。また、強制執行申立を行う際に弁護士等に委任した費用を新たに助成します。



●弁護士等への委任費用を新たに助成

拡大

低所得の子育て家庭児童進学支援金の支給〔再掲〕

〔子育て支援課〕 2,201万円
(+1,622万円)

低所得の子育て家庭の児童の進学に向けた経済的支援を行うため、模試費用や受験料を助成するとともに、大学等入学時に入学一時金を助成します。



●助成額

- ①模試費用：中学生、高校生の各ステージの受験に向けた、模試を受けるために必要な費用(受験料)を助成する
 - ・中学3年生： 6,000円上限
 - ・高校3年生： 8,000円上限
 - ②受験料：大学等を受験する際に必要な費用(受験料)を助成する
 - ・高校3年生： 53,000円上限
- ※①及び②については、国庫補助事業
〔補助率〕国：1/2・市：1/2
- ③入学一時金 高校3年生：250,000円(市独自事業)